

令和 6 年

## 上尾市議会 1 2 月定例会議案

### 情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 7 4 号	令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 5 号）……………	別冊
議案第 7 5 号	令和 6 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 1 号）……………	別冊
議案第 7 6 号	令和 6 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 7 7 号	令和 6 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 1 号）……	別冊
議案第 7 8 号	令和 6 年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 7 9 号	上尾市行政組織条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1
議案第 8 0 号	上尾市こども保健センター条例の制定について……………	2
議案第 8 1 号	上尾市多文化共生推進委員会条例の制定について……………	5
議案第 8 2 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	8
議案第 8 3 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	1 5
議案第 8 4 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……	1 7
議案第 8 5 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 9
議案第 8 6 号	上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	2 1
議案第 8 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 3
議案第 8 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 4
議案第 8 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 5
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	3 6

## 議案第 79 号

上尾市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市行政組織条例の一部を改正する条例

上尾市行政組織条例（平成 16 年上尾市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

子ども未来部の項を次のように改める。

こども未来部

- (1) 児童及びひとり親家庭の福祉に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 青少年に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
（上尾市青少年問題協議会設置条例等の一部改正）
- 2 次に掲げる条例の規定中「子ども未来部」を「こども未来部」に改める。
  - (1) 上尾市青少年問題協議会設置条例（昭和 30 年上尾市条例第 26 号）  
第 9 条
  - (2) 上尾市議会委員会条例（昭和 45 年上尾市条例第 19 号）第 2 条第 2 項第 4 号
  - (3) 上尾市子ども・子育て会議条例（平成 25 年上尾市条例第 31 号）  
第 8 条

提案理由

子ども未来部の名称を変更するほか、同部の分掌する事務を見直したいので、この案を提出する。

議案第 80 号

上尾市こども保健センター条例の制定について  
上尾市こども保健センター条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市こども保健センター条例

(設置)

第 1 条 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、上尾市こども保健センター（以下「センター」という。）を上尾市緑丘二丁目 1 番 27 号に設置する。

(業務)

第 2 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健診室、会議室及び多目的室（以下「施設」という。）の利用に関すること。
- (2) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用の許可)

第 3 条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第 1 項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 4 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当する場合又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、

若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分によって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第4項の規定による改正前の上尾市保健センター条例（昭和56年上尾市条例第8号。以下「旧保健センター条例」という。）の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の上尾市東保健センターの利用に係るものに限る。）は、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定に基づいて市長がした利用の許可その他の処分とみなす。

3 施行日前に旧保健センター条例の規定により市長に対してされた申請その他の行為（上尾市東保健センターに係るものに限る。）は、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(上尾市保健センター条例の一部改正)

4 上尾市保健センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市健康保健センター条例

第1条中「上尾市保健センター」を「上尾市健康保健センター」に改め、「」を」の次に「上尾市春日二丁目10番33号に」を加える。

第1条の2を削る。

第6条中「定めるもの」を「定めるものの」に改める。

(上尾市保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前に旧保健センター条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の上尾市西保健センターの利用に係るものに限る。）は、施行日以後における前項の規定による改正後の上尾市健康保健センター条例（以下「新保健センター条例」という。）の適用については、新保健センター条例の相当規定に基づいて市長がした利用の許可その他の処分とみなす。
- 6 施行日前に旧保健センター条例の規定により市長に対してされた申請その他の行為（上尾市西保健センターに係るものに限る。）は、施行日以後における新保健センター条例の適用については、新保健センター条例の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

#### 提案理由

母子保健に関する包括的な支援を行うため、上尾市こども保健センターを設置したいので、この案を提出する。

議案第 8 1 号

上尾市多文化共生推進委員会条例の制定について  
上尾市多文化共生推進委員会条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市多文化共生推進委員会条例

(設置)

第 1 条 本市における多文化共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市多文化共生推進計画（本市における多文化共生の推進に関する計画をいう。次号において同じ。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 上尾市多文化共生推進計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 多文化共生に関し知識又は経験を有する市民で、公募により選考したもの

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第33号の8を次のように改める。

(33)の8 多文化共生推進委員会委員

別表第1の33の8の項を次のように改める。

33	多文化共生推進委員会	
の8	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

#### 提案理由

本市における多文化共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、附属機関として上尾市多文化共生推進委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 8 2 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」を「1 0 0 分の 7 1 . 2 5」に改める。

第 1 6 条の 5 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 8 . 7 5」を「1 0 0 分の 5 1 . 2 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	261,300	282,800	307,400	311,000	337,200	366,300
	2	184,600	262,300	285,100	309,700	313,600	339,700	369,400
	3	185,800	263,300	287,400	312,000	316,200	342,200	372,500
	4	186,900	264,300	289,700	314,300	318,800	344,700	375,600

定年前再任用短時間勤務職

5	188,000	265,300	291,800	316,600	321,400	347,000	378,700
6	189,700	266,300	294,100	318,900	324,000	349,500	381,800
7	191,300	267,300	296,400	321,200	326,600	352,000	384,900
8	192,900	268,300	298,700	323,500	329,200	354,500	388,000
9	194,500	269,300	300,800	325,800	331,800	356,800	391,100
10	196,200	270,300	303,100	328,100	334,400	359,300	394,200
11	197,800	271,300	305,400	330,400	337,000	361,800	397,300
12	199,400	272,300	307,700	332,700	339,600	364,300	400,400
13	201,000	273,300	309,800	335,000	342,200	366,600	403,500
14	202,700	274,300	311,500	336,900	344,800	369,100	406,600
15	204,400	275,300	313,200	338,700	347,400	371,600	409,700
16	206,100	276,400	314,700	340,500	350,000	374,100	412,800
17	207,400	277,400	316,100	342,200	352,600	376,400	415,900
18	209,000	278,700	317,400	343,900	355,200	378,900	419,000
19	210,600	280,000	318,700	345,500	357,800	381,400	422,100
20	212,100	281,200	320,000	347,200	360,400	383,900	425,200
21	213,600	282,500	321,300	348,800	363,000	386,200	428,300
22	215,200	283,800	323,100	350,500	365,600	388,700	431,400
23	216,800	285,000	324,900	352,100	368,200	391,200	434,500
24	218,400	286,200	326,600	353,700	370,800	393,700	437,600
25	220,000	287,300	328,300	355,200	373,400	396,000	440,700
26	221,700	288,500	330,000	356,900	376,000	398,500	443,800
27	223,000	289,800	331,700	358,500	378,300	401,000	446,900
28	224,300	291,100	333,400	360,100	380,500	403,500	450,000
29	225,600	292,400	335,000	361,700	382,400	405,800	453,100
30	226,700	293,400	336,700	363,500	384,700	408,300	456,200
31	227,800	294,400	338,400	365,000	386,800	410,800	459,300
32	228,900	295,500	340,000	366,600	388,800	413,300	462,400
33	230,000	296,600	341,500	368,000	390,800	415,600	465,500
34	231,500	297,800	343,100	369,600	393,100	418,000	468,600

員 以 外 の 職 員	35	233,000	298,900	344,700	371,200	395,300	420,500	471,600
	36	234,500	300,100	346,200	372,700	397,500	422,900	474,600
	37	236,000	301,300	347,600	374,600	399,700	424,800	477,600
	38	237,500	302,600	349,300	376,500	402,000	426,900	480,600
	39	239,000	303,900	350,900	378,400	404,200	429,000	483,600
	40	240,500	305,200	352,500	380,200	406,500	431,200	486,700
	41	242,000	306,500	353,700	381,700	408,300	433,100	489,400
	42	243,400	307,800	355,200	383,500	410,200	435,200	492,500
	43	244,800	309,100	356,700	385,200	412,100	437,300	495,500
	44	246,200	310,400	358,200	386,800	413,900	439,200	498,600
	45	247,400	311,700	359,900	388,500	415,700	440,900	501,300
	46	248,600	313,000	361,700	389,900	417,500	442,700	503,600
	47	249,800	314,300	363,400	391,300	419,300	444,600	505,900
	48	251,000	315,400	365,100	392,700	421,100	446,500	508,200
	49	252,100	316,300	366,500	394,100	422,700	448,300	510,200
	50	253,200	317,600	367,800	395,300	424,200	450,100	511,600
	51	254,300	318,900	369,000	396,500	425,700	451,900	513,100
	52	255,400	320,200	370,400	397,500	427,200	453,600	514,500
	53	256,400	321,400	371,500	398,600	428,700	455,400	515,700
	54	257,400	322,700	372,400	399,800	430,000	456,900	
	55	258,400	323,900	373,400	400,900	431,300	458,300	
	56	259,400	325,100	374,500	402,000	432,500	459,800	
	57	260,400	326,400	375,300	402,700	433,700	461,200	
	58	261,300	327,500	376,200	403,400	435,000	462,500	
	59	262,200	328,600	377,100	404,100	436,300	463,800	
	60	263,100	329,700	377,900	404,800	437,500	465,000	
	61	263,900	330,400	378,700	405,400	438,700	466,000	
	62	264,700	331,300	379,500	406,000	439,500	466,700	
	63	265,500	332,000	380,300	406,500	440,300	467,400	
	64	266,300	332,800	381,000	406,900	441,100	468,100	

65	267,000	333,600	381,700	407,300	441,700	468,800	
66	267,800	334,000	382,400	407,500	442,300	469,500	
67	268,600	334,600	383,100	407,800	442,900	470,100	
68	269,300	335,300	383,800	408,100	443,500	470,700	
69	270,000	336,100	384,300	408,400	444,200	471,200	
70	270,800	336,800	384,900	408,700	445,000	471,800	
71	271,600	337,500	385,500	409,000	445,400	472,400	
72	272,300	338,100	386,200	409,300	446,100	473,000	
73	273,000	338,600	386,600	409,500	446,600	473,500	
74	273,800	339,200	387,200	409,800	447,000		
75	274,600	339,700	387,800	410,100	447,400		
76	275,300	340,300	388,300	410,400	447,800		
77	276,000	340,600	388,700	410,600	448,200		
78	276,700	341,100	389,300	410,900	448,600		
79	277,400	341,500	389,900	411,200	449,000		
80	278,100	341,900	390,400	411,500	449,300		
81	278,800	342,300	390,800	411,700	449,600		
82	279,500	342,800	391,300	412,000	450,000		
83	280,200	343,300	391,800	412,300	450,300		
84	280,900	343,800	392,400	412,500	450,600		
85	281,500	344,100	392,700	412,700	450,900		
86	282,200	344,500	393,100	413,000			
87	282,800	344,900	393,500	413,300			
88	283,500	345,300	393,900	413,500			
89	284,100	345,600	394,200	413,700			
90	284,800	346,000	394,500	414,000			
91	285,400	346,400	394,800	414,300			
92	286,100	346,800	395,000	414,500			
93	286,700	347,000	395,200	414,700			
94		347,400	395,500	415,000			

95		347,800	395,800	415,300				
96		348,200	396,000	415,500				
97		348,400	396,200	415,700				
98		348,800	396,500					
99		349,200	396,800					
100		349,500	397,000					
101		349,800	397,200					
102		350,200	397,500					
103		350,600	397,800					
104		351,000	398,000					
105		351,500	398,200					
106		351,900						
107		352,300						
108		352,700						
109		353,200						
110		353,600						
111		353,900						
112		354,200						
113		354,700						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の

105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「380,000」を「392,000」に改め、同表2の項中「427,000」を「440,000」に改め、同表3の項中「477,000」を「492,000」に改め、同表4の項中「539,000」を「555,000」に改め、同表5の項中「615,000」を「634,000」に改める。

第8条第1項の表給料月額(円)の項中「187,300」を「213,600」に、「216,200」を「219,500」に、「256,200」を「260,000」に改める。

第10条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、第12条の2」を削り、「、第15条の2及び第16条の5」を「及び第15条の2」に改め、同条第4項中「第16条及び第16条の2」を「第16条、第16条の2及び第16条の5」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の

任期付職員条例」という。) 第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与条例第16条の2第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

議案第 83 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の225」を「100分の235」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）  
第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の235」を「100分の230」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上

尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

市職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げたいので、この案を提出する。

## 議案第 84 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

附則第 7 条の 7 第 1 項第 1 号中「第五号」を「第 5 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下「給与」という。）

について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 85 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 30 年上尾市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「100 分の 6.8」を「100 分の 7.2」に改める。

第 4 条中「3 万 1,000 円」を「3 万 8,000 円」に改める。

第 5 条中「100 分の 2.4」を「100 分の 2.7」に改める。

第 5 条の 2 中「1 万 3,000 円」を「1 万 5,000 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.1」を「100 分の 2.4」に改める。

第 7 条中「1 万 5,000 円」を「1 万 7,000 円」に改める。

第 19 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 1 号ア中「2 万 1,700 円」を「2 万 6,600 円」に改め、同号イ中「9,100 円」を「1 万 500 円」に改め、同号ウ中「1 万 500 円」を「1 万 1,900 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 万 5,500 円」を「1 万 9,000 円」に改め、同号イ中「6,500 円」を「7,500 円」に改め、同号ウ中「7,500 円」を「8,500 円」に改め、同項第 3 号ア中「6,200 円」を「7,600 円」に改め、同号イ中「2,600 円」を「3,000 円」に改め、同号ウ中「3,000 円」を「3,400 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「4,650 円」を「5,700 円」に改め、同号イ中「7,750 円」を「9,500 円」に改め、同号ウ中「1 万 2,400 円」を「1 万 5,200 円」に改め、同号エ中「1 万 5,500 円」を「1 万 9,000 円」に改め、同項第 2 号ア中「1,950 円」を「2,250 円」に改め、同号イ中「3,250 円」を「3,750 円」に改め、同号ウ中「5,200 円」を「6,000 円」に改め、同号エ中「6,500 円」を「7,500 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法施行令の一部改正を踏まえ本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき税率を見直したいので、この案を提出する。

## 議案第 86 号

上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市下水道条例の一部を改正する条例

上尾市下水道条例（昭和 50 年上尾市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「のます」を「の取付管」に、「公共ます等」を「取付管等」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「公共ます等」を「取付管等」に改める。

第 7 条中「。第 8 条の 2 において同じ」を削り、同条ただし書中「市において工事を実施するとき」を「規則で定める場合」に改める。

第 8 条の 2 第 1 号中「専属の責任技術者（）」を「営業所又は店舗ごとに、」に、「者をいう。（以下この章において同じ）」を「者（以下この章において「責任技術者」という）」に、「有している」を「選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、県内の他の営業所又は店舗について兼任することを妨げない。

第 8 条の 10 第 2 項第 5 号中「専属する」を「選任した」に改める。

第 8 条の 12 を次のように改める。

### 第 8 条の 12 削除

第 8 条の 19 第 3 項中「、第 8 条の 12 第 1 項に規定する場合を除き」を削る。

第 9 条第 1 項第 1 号中「以下」を「未満」に改め、同項第 2 号中「5 以上 9 以下」を「5 を超え 9 未満」に改め、同項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号中「以下」を「未満」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「以下」を「未満」に改め、同項第 2 号中「5 以上 9 以下」を「5 を超え 9 未満」に改め、同項第 4 号中「以下」を「未満」に改める。

第 11 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「以下」を「未満」に改め、同項第 4 号中「5 以上 9 以下」を「5 を超え 9 未満」に改め、同項第 5 号、第 6 号、

第 8 号及び第 9 号中「以下」を「未満」に改め、同条第 2 項中「以下」を「未満」に、「5 以上」を「5 を超え」に、「5. 7 以上」を「5. 7 を超え」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市下水道条例（以下「新条例」という。）第 4 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う排水設備（新条例第 2 条第 5 号に規定する排水設備をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）について適用し、施行日前に行う排水設備の新設等については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 8 条の 2 の規定は、施行日以後に指定工事店（新条例第 7 条に規定する指定工事店をいう。以下同じ。）の指定について適用し、施行日前に行う指定工事店の指定については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 8 条の 10 の規定は、施行日以後に新条例第 8 条の 2 各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときについて適用し、施行日前にこの条例による改正前の上尾市下水道条例第 8 条の 2 各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときについては、なお従前の例による。
- 5 新条例第 9 条から第 11 条までの規定は、施行日以後に下水を排除する者について適用し、施行日前に下水を排除する者については、なお従前の例による。

#### 提案理由

国が進める規制の見直し等を踏まえ、下水道指定工事店の要件を見直すほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 87 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散されたことに伴い、その選挙費を計上した令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）を緊急に編成する必要が生じ、同日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和6年度上尾市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

上尾市長 島山 稔

令和6年度上尾市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,903,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		6,101,372	79,423	6,180,795
	3 委託金	398,686	79,423	478,109
歳入	合 計	82,824,384	79,423	82,903,807

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,483,385	79,423	8,562,808
	4 選挙費	40,868	79,423	120,291
歳出	合 計	82,824,384	79,423	82,903,807

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	6,101,372	79,423	6,180,795
歳入 合計	82,824,384	79,423	82,903,807

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	8,483,385	79,423	8,562,808	79,423	0	0	0
歳出 合計	82,824,384	79,423	82,903,807	79,423	0	0	0

2 歳入

(款) 16 県支出金 (項) 3 委託金

単位:千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	補正額 (累計)
				区分	金額		
1 総務費委託金	397,561	79,423	476,984	4選挙費委託金	79,423	衆議院議員選挙事務委託金	79,423
計	398,686	79,423	478,109				(79,423)



## (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

単位: 千円

通信運搬費	8,876 (8,876)
手数料	2,310 (2,310)
12委託料	31,316
開票所設営委託料	1,386 (1,386)
ポスター掲示場設置等委託料	5,940 (5,940)
開票所警備委託料	63 (63)
選挙用器材運搬委託料	2,115 (2,115)
電話交換委託料	302 (302)
選挙事務従事者派遣委託料	5,985 (5,985)
入場券作成委託料	2,019 (2,019)
投票所駐輪場整理委託料	16 (16)
投票所駐車場整理委託料	388 (388)
選挙公報等配布委託料	4,004 (4,004)
投票所清掃委託料	21 (21)
期日前・当日投票管理システム保守委託料	7,912 (7,912)
選挙啓発用横断幕・懸垂幕作成等委託料	602 (602)
期日前投票所ポスターサイ制作成等委託料	59 (59)
アリオ上尾床シール作成等委託料	234 (234)
期日前投票所防風シート・誘導灯設置等委託料	107 (107)
清掃及び空調運転管理委託料	163 (163)

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費 単位: 千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明 区分	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)	
		補正財源							一般財源
		国県支出金	特定財源 地方債	その他					
					13使用料及び賃借料 個人演説会等会場借上料 選挙用品借上料	832 722 (722) 110 (110)			
					17備品購入費 選挙備品購入費	3,977 3,977 (3,977)			
計	79,423 (40,868) (120,291)	79,423	0	0					

給 与 費 明 細 書

単位：千円

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	地 域 手 当	期 末 手 当 年 間 支 給 率			
補正後	長 等	3	28,140		12,663 4.5月分	11,133	51,936	
	議 員	30			71,253 4.5月分	46,802	276,395	
	その他の特別職	1,622				0	129,504	
	計	1,655	28,140		83,916	57,935	457,835	
補正前	長 等	3	28,140		12,663 4.5月分	11,133	51,936	
	議 員	30			71,253 4.5月分	46,802	276,395	
	その他の特別職	1,341				0	126,486	
	計	1,374	28,140		83,916	57,935	454,817	
比 較	長 等	0	0		0	0	0	
	議 員	0	0		0	0	0	
	その他の特別職	281				0	3,018	
	計	281	0		0	0	3,018	

2 一般職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	( 1,501 ) 1,372	1,316,041	5,472,387	4,147,080	2,887,356	13,822,864	
補 正 前	( 1,501 ) 1,372	1,316,041	5,472,387	4,121,987	2,887,356	13,797,771	
比 較	( 0 ) 0	0	0	25,093	0	25,093	

( )内は、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
補正後	(37)	135,479	345,855	85,897	84,602	29,882	659,856	2,642	129,900	2,672,967
補正前	(37)	135,479	345,855	85,897	84,602	29,882	634,763	2,642	129,900	2,672,967
比較	(0)	0	0	0	0	0	25,093	0	0	0

会計年度任用職員以外

単位：千円

区分	職員数(人)	給与		住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	備考
		給料	給							
補正後	(37)	5,300,128	3,725,480	3,725,480	9,025,608	2,613,833	11,639,441			
補正前	(37)	5,300,128	3,700,387	3,700,387	9,000,515	2,613,833	11,614,348			
比較	(0)	0	25,093	25,093	25,093	0	25,093			

( )内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員で外書さ

単位：千円

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
補正後	(37)	135,479	335,601	85,897	81,946	29,882	659,856	2,642	129,900	2,264,277
補正前	(37)	135,479	335,601	85,897	81,946	29,882	634,763	2,642	129,900	2,264,277
比較	(0)	0	0	0	0	0	25,093	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	25,093	1. 制度改正に伴う増減分		
		2. その他の増減分	25,093	

議案第 88 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
上尾市児童館アッピーランド
- 2 指定管理者となる団体  
東京都国分寺市光町二丁目 5 番地 1  
株式会社こどもの森  
代表取締役 久 芳 敬 裕
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

上尾市児童館アッピーランドの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 89 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
上尾市児童館こどもの城
- 2 指定管理者となる団体  
上尾市大字菅谷 1 6 番地  
公益財団法人上尾市地域振興公社  
代表理事 井 上 建 一
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市児童館こどもの城の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

堀 越 洋 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員堀越洋子氏の任期は、令和 7 年 3 月 3 1 日で満了となるが、  
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法  
第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

